

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	
9 藤井 和人		11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸		15 松下 眞二	16 安藤 弘司
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一 8 小崎 勝敏 10 中原 修			
14 関口 哲治			
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸 主任 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和5年第3回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、9番 藤井委員及び11番 渡辺委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和5年2月28日に開催されました、令和5年第2回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>3月1日(水)北見市において、第3回オホーツク農業委員会連合会役員会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>3月2日(木)コミュニティーセンター1階大会議室において、農用地あっせん会議が開催され、これに秋葉委員、松田委員が出席しております。</p> <p>3月8日(水)・9日(木)議会議場において、令和5年第1回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>3月15日(水)札幌市において、北海道農業会議第49回総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日令和5年第3回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p> <p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容の説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人は遠軽町、●●●●さんで、所有者は北兵村一区、●●●●●さんです。土地の所在ですが、富美●●番●外計15筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は13,145.99㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松田委員、関口委員、安藤委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるものでございます。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、茨城県、●●●●●さん、利用権の設定を</p>

<p>事務局</p>	<p>受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は8,494㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年11月29日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年3月23日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は42,259㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年11月29日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年3月23日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農</p>

事務局

業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が9件、賃借権が15件、使用貸借1件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計4筆で合計面積は33,862㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、560,000円でございます。

(別冊資料2、3ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計5筆で合計面積は20,743㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、917,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●で面積は14,676,000㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,174,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計5筆で合計面積は47,005㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成

事務局

立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,952,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計5筆で合計面積は31,417㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,961,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計12筆で合計面積は177,586㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,841,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして議案書の8ページをご覧ください。番号7番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計4筆で合計面積は17,697㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、326,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号8番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。

事務局

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は3, 358㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年4月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、705, 000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号9番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●で面積は567㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年5月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、77, 000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●で面積は10, 413㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は72, 000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、茨城県、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●で面積は8, 494㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は67, 000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3

事務局

筆で合計面積は42,259㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は338,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計3筆で合計面積は4,405㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は22,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●の内外計3筆で合計面積は18,334㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は91,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●で面積は37,411㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は112,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計4筆で合計面積は32,522㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和9年1

事務局

1月30日までの5年間となっており、賃貸価格は146,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●●番●外計4筆で合計面積は18,784㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は131,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号9番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計7筆で合計面積は35,193㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和8年12月31日までの4年間となっており、賃貸価格は246,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧ください。番号10番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●で面積は1,202㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和8年12月31日までの4年間となっており、賃貸価格は8,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして番号11番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●で面積は5,955㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は41,000円でございます。

(別冊資料 2 2 ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号 1 2 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計 2 筆で合計面積は 8, 9 1 2 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 5 年 3 月 2 8 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっております。賃貸価格は 6 2, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 3 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 3 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計 3 筆で合計面積は 5, 9 5 4 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 5 年 3 月 2 8 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっております。賃貸価格は 3 8, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 4 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 4 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計 2 筆で合計面積は 6, 1 5 7 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 5 年 3 月 2 8 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっております。賃貸価格は 4 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 5 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 5 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計 8 筆で合計面積は 4 6, 7 1 0 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 5 年 3 月 2 8 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっております。賃貸価格は 3 5 0, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 6 ページにより位置説明)

事務局	<p>続きまして議案書の11ページをご覧ください。使用貸借です。番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計28筆で合計面積は111,680.57㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年3月28日から令和24年3月31日までの20年間となっております。</p> <p>(別冊資料27ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めますしたがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議

議 長	ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第7、議案第4号を議案とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の12ページをご覧ください。議案第4号、令和5年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。令和5年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めるものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>例年、4月総会にて議案提出しております活動計画について、農業委員会等に関する法律第37条の改正より、4月末までに公表を行うよう定められましたので、今回の総会に議案を提出しております。点検・評価について例年通り4月総会にて議案提出させていただきます。また、こちらは同法に基づいて農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により公表することとされているものです。</p> <p>各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>13ページ「農業委員会の状況」ですが、農家・農地等の概要について、2020年農林業センサスに基づき記載しております。</p> <p>次に14ページ「最適化活動への目標」ですが、現状の集積率が90%に到達いたしましたので、令和5年度については目標を91%に設定しております。集積面積とは毎年、町農政課に照会される調査の中で認定農業者・認定新規就農者等が所有・賃貸している面積のことでございます。</p> <p>また、14ページの中ほどに記載しております遊休農地の解消については、引き続き事例がないものとなりました。</p> <p>次に15ページ「新規参入の促進」ですが令和4年度は新規就農に向けて●●さんが実習を開始しており、令和5年4月より錦町の●●さんの牛舎を活用して営農を開始いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	<p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。議案第5号、下限面積要件の廃止について。農地法の一部改正により、下限面積要件及び別断面積を廃止するものでございます。</p> <p>これまでは、農地法により農地経営面積が2ヘクタール未満規模の者は農地を取得したり借りたりすることができないと規定されておりました。この2ヘクタールが「下限面積」と定義されております。しかしながら農地法の一部改正があり、下限面積要件が廃止され、令和5年4月1日施行となります。簡単に説明しますと経営規模にかかわらず農地の権利取得（売買・賃貸）ができるようになりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第5号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

議 長

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和5年第3回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員